

京都大学高圧ガス製造施設危害予防規程新旧対照表

| 改 正 前   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>第1章 総則<br/>(趣旨)</p>  | <p>第1章 総則<br/>(趣旨)</p>  |
| <p>第1条 この規程は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、京都大学における高圧ガスの製造（法第5条第1項の承認を受けて行うものに限る。）に係る危害防止に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>第1条 この規程は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、京都大学における高圧ガスの製造（法第5条第1項の承認又は許可を受けて行うものに限る。）に係る危害防止に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |
| <p>(中 略)<br/>(境界線の明示と警戒標の掲出)</p>  | <p>(境界線の明示と警戒標の掲出)</p>  |
| <p>第8条 製造施設の境界は、黄線をもつて明示し、かつ、その外部から見やすい箇所に当該施設の名称、製造するガスの種類その他高圧ガスによる危害防止上必要な事項を表示した警戒標を掲げなければならない。</p>                         | <p>第8条 製造施設の境界を明示し、かつ、その外部から見やすい箇所に当該施設の名称、製造するガスの種類その他高圧ガスによる危害防止上必要な事項を表示した警戒標を掲げなければならない。</p>                                    |
| <p>(中 略)</p>  | <p>(中 略)</p>  |
| <p>第4章 製造方法<br/>(保安指示書)</p>   | <p>第4章 製造方法等<br/>(保安指示書)</p>  |
| <p>第18条 高圧ガスの製造は、第19条、第20条及び第22条に定めるもののほか、各製造施設ごとに製造部局の長が別に定める保安指示書の定めるところにより、安全確実に行わなければならない。</p>                              | <p>第18条 高圧ガスの製造、製造施設の増設工事及び修理作業は、第19条、第20条及び第22条に定めるもののほか、各製造施設ごとに製造部局の長が別に定める保安指示書の定めるところにより、安全確実に行わなければならない。</p>                  |
| <p>2 }<br/>3 } (略)<br/>4 }</p>  | <p>2 }<br/>3 } (同 左)<br/>4 }</p>  |
| <p>(安全弁等の止め弁の管理)</p>  | <p>(安全弁等の止め弁の管理)</p>  |
| <p>第19条 安全弁又は逃し弁に<u>附帯</u>して設けた止め弁は、赤色に塗抹し、常に全開しておくものとし、その開閉は、保安係員又は冷凍保安責任者（その指示を受けた者を含む。次条において同じ。）のほかは行うことができない。</p>           | <p>第19条 安全弁又は逃し弁に<u>付帯</u>して設けた止め弁は、常に全開にしておかなければならない。ただし、安全弁又は逃し弁の修理又は清掃のため特に必要な場合は、この限りでない。</p>                                   |
| <p>(作動状況等の点検)</p>   | <p>(作動状況等の点検)</p>   |
| <p>第20条 保安係員又は冷凍保安責任者は、設備の始動前及び停止後並びにその作動中随時、設備及び設備の作動状況について点検し、異常を認めるときは、直ちに当該設備の補修その他危害防止のため必要な措置を講じなければならない。</p>             | <p>第20条 保安係員又は冷凍保安責任者は、設備の始動前及び停止後並びにその作動中随時、設備及び設備の作動状況について点検し、異常を認めるときは、直ちに当該設備の補修その他危害防止のため必要な措置を講じなければならない。</p>                 |
| <p>2 前項の規定による点検の結果及び講じた措置その他設備の運転に関する必要な事項は、運転記録に作成し、危害防止業務担当者が2年間保存するものとする。</p>  | <p>2 前項の規定による点検の結果及び講じた措置その他設備の運転に関する必要な事項は、運転記録に作成し、危害防止業務担当者が2年間（異常があった年月日及びそれに対してとった措置を記載したのものについては10年間）保存するものとする。</p>           |
| <p>第5章 保安教育<br/>(保安教育)</p>  | <p>第5章 保安教育及び危害予防規程の周知<br/>(保安教育及び危害予防規程の周知)</p>  |
| <p>第21条 製造部局の長は、当該製造施設の作業員に対する次の各号に掲げる事項についての保安教育計画を定め、保安技術管理者又は冷凍保安責任者の他適当な者をして実施させなければならない。</p>                               | <p>第21条 製造部局の長は、当該製造施設の作業員に対する次の各号に掲げる事項についての保安教育計画を定め、保安技術管理者又は冷凍保安責任者の他適当な者をして実施させ、作業員に対し周知徹底しなければならない。</p>                       |

| 改 正 前   | 改 正 後  |
|---|--|
| <p>(1) 製造施設の構造及び設備</p> <p>(2) 関係法規（この規程及び第18条の規定による保安指示書を含む。）</p> <p>(3) 安全な作業方法及び取扱技術</p> <p>(4) 製造施設又は充てん容器等が危険な状態になった場合にとるべき応急措置その他災害発生防止のための措置</p> <p>(5) その他高圧ガスによる危害防止のため必要な事項</p> <p>2 製造施設の増設又は改造、製造方法の変更、関係法規の改正等があつたときは、製造部局の長は、そのつど、作業者に対し、周知徹底をはかり、又は必要に応じて保安技術管理者又は冷凍保安責任者その他適当な者をしてその変更に係る保安教育を実施させなければならない。</p> <p>3 } (略)</p> <p>4</p> <p>(中 略)</p> <p>(事故等の発生の報告)</p> <p>第23条 製造部局の長は、製造施設において高圧ガスによる事故又は危害が発生したときは、直ちに関係官署に通報するとともに、速やかにその事態について総長に報告しなければならない。</p> <p><u>第7章 雑則</u><br/>(実施細則)</p> <p>第24条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、総長が定める。</p> <p>(後 略)</p> | <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>2 製造施設の増設又は改造、製造方法の変更、関係法規の改正等があつたときは、製造部局の長は、そのつど、作業者に対し、周知徹底をはかり、又は必要に応じて保安技術管理者又は冷凍保安責任者その他適当な者をしてその変更に係る保安教育を実施させなければならない。</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 }</p> <p>5 <u>製造部局の長は、この規程に違反した者に対しては、第1項及び第2項の保安教育を実施し、必要に応じ高圧ガスの製造の作業に従事させないなどの措置を講じるものとする。</u></p> <p>(事故等の発生の報告)</p> <p>第23条 } (同 左)</p> <p><u>第7章 協力会社の作業の管理</u><br/>(協力会社の作業の管理)</p> <p>第24条 <u>製造部局の長又は製造施設の担当者は、当該製造施設における高圧ガスの製造又はその保安に関する業務を業者その他に行わせるときは、保安管理について必要な指導・監督を行うものとする。</u></p> <p><u>第8章 雑則</u><br/>(実施細則)</p> <p>第25条 (同 左)</p> <p>2 <u>総長は、この規程に改正の必要が生じたときは、所定の手続を経て法令に基づき主管機関に届け出るものとする。</u></p> <p>附 則<br/>この規程は、平成20年2月4日から施行する。</p> |